

福島県浄化槽市町村整備推進支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業とする。

(事業の対象地域)

第4条 この事業の対象地域は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する地域とする。

(1) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第5条の規定に基づく県計画に定められた浄化槽の整備地域

(2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の地域であって、次のアからケのいずれかに該当する地域であること。

ア 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2により指定された地域(第6次水質総量規制対象地域)であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

ウ 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

エ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条に規定する過疎地域であって、汚水衛生処理率が65%未満の地域であること。

オ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に規定する振興山村であって、汚水衛生処理率が65%未満の地域であること。

カ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域

キ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項に規定する自然公園地域

ク 浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域

(「汚水処理施設の効率的な整備の推進について」(平成12年10月11日厚生省、農林水産省、建設省連名通知)を参考に、1年当たりに換算した建設費、維持管理費について、浄化槽と集合処理との比較を行い、浄化槽によることが経済

的・効率的であると認められる地域。)

ケ 既に事業を実施している地域

(事業対象の浄化槽)

第5条 この事業の対象となる浄化槽は、前条(1)又は(2)の地域に設置するものであって、次の(1)及び(2)に該当する浄化槽とする。ただし、福島県高度処理浄化槽整備促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け23環保第172号福島県生活環境部長通知)第2条(2)に定める窒素・燐除去型浄化槽を除く。

(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上であって、放流水のBODが 20mg/l (日間平均値)以下の性能を有するもの。

(2) 処理対象人員が50人以下であるもの。

(補助対象範囲)

第6条 この事業の補助対象範囲は、浄化槽の整備に直接必要な次に掲げる費用とする。

(1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費

(流入又は放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く)

(2) 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費

(豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。)

(事業の要件)

第7条 この事業は、次の(1)から(5)のすべてを満たすものとする。

(1) 事業の実施地域は、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。

(2) 原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別(共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。)の浄化槽を整備する事業であること。ただし、次のように地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸(原則5戸以下)に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。

ア 対象家屋の敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合

イ 対象家屋を除く土地が傾斜や岩盤の土地であるため、浄化槽を設置するためには家屋を壊すなどしなければならない場合

ウ 家屋が密集する地区で、各家屋に中庭などがあり設置できそうなスペースはあるが、浄化槽を搬入するには家屋を壊すなどしなければならない場合

(3) 当該事業年度内に20戸以上の住宅等について浄化槽を整備する事業であること。なお、事業が3年以上継続した場合若しくは累積50戸以上整備した場合、又は過疎地域自立促進特別措置法若しくは山村振興法に定める地域にあっては、事業年度内に整備する戸数を10戸以上とする。

ただし、事業が7年以上継続した場合又は累積100戸以上整備した場合、かつ、事業整備区域内における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合はこの限りでない。

(4) 設置後の浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整

っていること。

(5) 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。

(経費の負担)

第8条 知事は、市町村がこの要綱に基づき実施する事業に要する費用については、別に定める「福島県浄化槽整備事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で補助を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

福島県浄化槽市町村整備推進支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業とする。

(事業の対象地域)

第4条 この事業の対象地域は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する地域とする。

(1) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条の規定に基づく県計画に定められた浄化槽の整備地域

(2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次のアからケのいずれかに該当する地域であること。

ア 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2により指定された地域（第6次水質総量規制対象地域）であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

ウ 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

エ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域であって、汚水衛生処理率が65%未満の地域であること。

オ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村であって、汚水衛生処理率が65%未満の地域であること。

カ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域

キ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園地域

ク 浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域

（「汚水処理施設の効率的な整備の推進について」（平成12年10月11日厚生省、農林水産省、建設省連名通知）を参考に、1年あたりに換算した建設費、維持管理費について、浄化槽と集合処理との比較を行い、浄化槽によることが経済

的・効率的であると認められる地域。)

ケ 既に事業を実施している地域

(事業対象の浄化槽)

第5条 この事業の対象となる浄化槽は、前条(1)又は(2)の地域に設置するものであって、次の(1)及び(2)に該当する浄化槽とする。ただし、福島県高度処理浄化槽整備促進事業実施要綱(平成 年 月 日付け 環保第 号福島県生活環境部長通知)第3条(2)に定める窒素・磷除去型浄化槽を除く。

(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上であって、放流水のBODが 20mg/l (日間平均値)以下の性能を有するもの。

(2) 処理対象人員が50人以下であるもの。

(補助対象範囲)

第6条 この事業の補助対象範囲は、浄化槽の整備に直接必要な次に掲げる費用とする。

(1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費

(流入又は放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く)

(2) 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費

(豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。)

(事業の要件)

第7条 この事業は、次の(1)から(5)のすべてを満たすものとする。

(1) 事業の実施地域は、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。

(2) 原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別(共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。)の浄化槽を整備する事業であること。ただし、次のように地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸(原則5戸以下)に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。

ア 対象家屋の敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合

イ 対象家屋を除く土地が傾斜や岩盤の土地であるため、浄化槽を設置するためには家屋を壊すなどしなければならない場合

ウ 家屋が密集する地区で、各家屋に中庭などがあり設置できそうなスペースはあるが、浄化槽を搬入するには家屋を壊すなどしなければならない場合

(3) 当該事業年度内に20戸以上の住宅等について浄化槽を整備する事業であること。

なお、事業が3年以上継続した場合若しくは累積50戸以上整備した場合、又は過疎地域自立促進特別措置法若しくは山村振興法に定める地域にあっては、事業年度

内に整備する戸数を10戸以上とする。

ただし、事業が7年以上継続した場合又は累積100戸以上整備した場合、かつ、事業整備区域内における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合はこの限りでない。

(4) 設置後の浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。

(5) 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。

(経費の負担)

第8条 知事は、市町村がこの要綱に基づき実施する事業に要する費用については、別に定める「福島県浄化槽整備事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で補助を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

—

福島県浄化槽市町村整備推進支援事業実施要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">福島県浄化槽市町村整備推進支援事業実施要綱</p> <p>(第1条～第4条 略)</p> <p>(事業対象の浄化槽)</p> <p>第5条 この事業の対象となる浄化槽は、前条(1)又は(2)の地域に設置するものであって、次の(1)及び(2)に該当する浄化槽とする。ただし、<u>福島県高度処理浄化槽整備促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け23環保第172号福島県生活環境部長通知)第2条(2)に定める窒素・燐除去型浄化槽を除く。</u></p> <p>(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上であって、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の性能を有するもの。</p> <p>(2) 処理対象人員が50人以下であるもの。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">福島県浄化槽市町村整備推進支援事業実施要綱</p> <p>(第1条～第4条 略)</p> <p>(事業対象の浄化槽)</p> <p>第5条 この事業の対象となる浄化槽は、前条(1)又は(2)の地域に設置するものであって、次の(1)及び(2)に該当する浄化槽とする。ただし、<u>窒素除去型浄化槽及び窒素・燐除去型浄化槽については、次のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上であって、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の性能を有するもの。</p> <p>(2) 処理対象人員が50人以下であるもの。</p> <p><u>(3) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(平成14年福島県条例第23号)第22条第1項又は第24条に基づき設置する浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下の性能を有する窒素除去型浄化槽又は放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下及び総燐濃度が1mg/ℓ以下の性能を有する窒素・燐除去型浄化槽。</u></p> <p>(中略)</p> <hr/>

福島県浄化槽市町村整備推進支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業とする。

(事業の対象地域)

第4条 この事業の対象地域は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する地域とする。

(1) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第5条の規定に基づく県計画に定められた浄化槽の整備地域

(2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の地域であって、次のアからケのいずれかに該当する地域であること。

ア 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2により指定された地域(第6次水質総量規制対象地域)であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

ウ 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域であること。

エ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条に規定する過疎地域であって、汚水衛生処理率が65%未満の地域であること。

オ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に規定する振興山村であって、汚水衛生処理率が65%未満の地域であること。

カ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域

キ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項に規定する自然公園地域

ク 浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域

(「汚水処理施設の効率的な整備の推進について」(平成12年10月11日厚生省、農林水産省、建設省連名通知)を参考に、1年あたりに換算した建設費、維持管理費について、浄化槽と集合処理との比較を行い、浄化槽によることが経済

的・効率的であると認められる地域。)

ケ 既に事業を実施している地域

(事業対象の浄化槽)

第5条 この事業の対象となる浄化槽は、前条(1)又は(2)の地域に設置するものであって、次の(1)及び(2)に該当する浄化槽とする。ただし、窒素除去型浄化槽及び窒素・燐除去型浄化槽については、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上であって、放流水のBODが 20mg/l (日間平均値)以下の性能を有するもの。

(2) 処理対象人員が50人以下であるもの。

(3) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(平成14年福島県条例第23号)第22条第1項又は第24条に基づき設置する浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が 10mg/l 以下の性能を有する窒素除去型浄化槽又は放流水の総窒素濃度が 10mg/l 以下及び総燐濃度が 1mg/l 以下の性能を有する窒素・燐除去型浄化槽。

(補助対象範囲)

第6条 この事業の補助対象範囲は、浄化槽の整備に直接必要な次に掲げる費用とする。

(1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費

(流入又は放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く)

(2) 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費

(豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。)

(事業の要件)

第7条 この事業は、次の(1)から(5)のすべてを満たすものとする。

(1) 事業の実施地域は、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。

(2) 原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別(共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。)の浄化槽を整備する事業であること。ただし、次のように地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸(原則5戸以下)に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。

ア 対象家屋の敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合

イ 対象家屋を除く土地が傾斜や岩盤の土地であるため、浄化槽を設置するためには家屋を壊すなどしなければならない場合

ウ 家屋が密集する地区で、各家屋に中庭などがあり設置できそうなスペースはあるが、浄化槽を搬入するには家屋を壊すなどしなければならない場合

(3) 当該事業年度内に20戸以上の住宅等について浄化槽を整備する事業であること。

なお、事業が3年以上継続した場合若しくは累積50戸以上整備した場合、又は過疎地域自立促進特別措置法若しくは山村振興法に定める地域にあっては、事業年度内に整備する戸数を10戸以上とする。

ただし、事業が7年以上継続した場合又は累積100戸以上整備した場合、かつ、事業整備区域内における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合はこの限りでない。

(4) 設置後の浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。

(5) 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。

(経費の負担)

第8条 知事は、市町村がこの要綱に基づき実施する事業に要する費用については、別に定める「福島県浄化槽整備事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で補助を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。